

令和7年10月30日（木）
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】
青森労働局労働基準部健康安全課
課長 竹内 大樹
健康安全係長 野崎 貴公
（電話）017 - 734 - 4113

報道関係者 各位

令和7年度冬期労働災害防止運動を展開します！

～冬期間、転倒災害が増加～

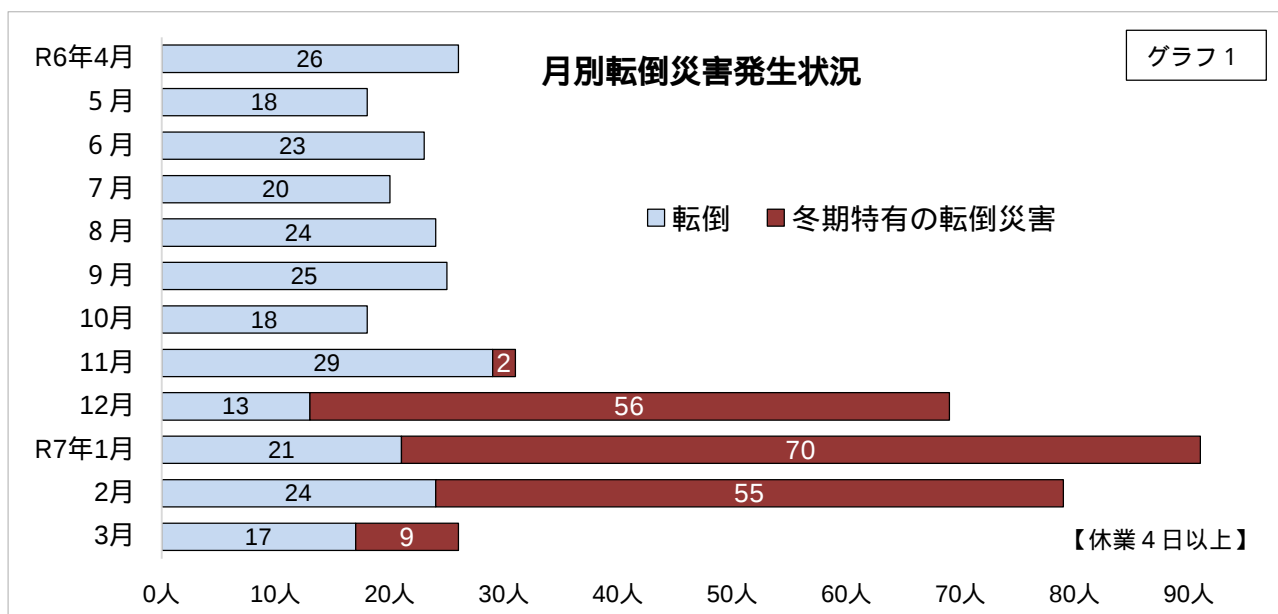
令和7年12月1日～令和8年2月28日
（準備期間 令和7年11月1日～令和7年11月30日）

青森労働局（局長 ^{かくいしんいち} 角井伸一）では、青森県内の各労働基準監督署（青森・弘前・八戸・五所川原・十和田・むつ）とともに、令和7年12月1日から令和8年2月28日まで、冬期労働災害防止運動を展開します。

1 冬期労働災害防止運動の目的について

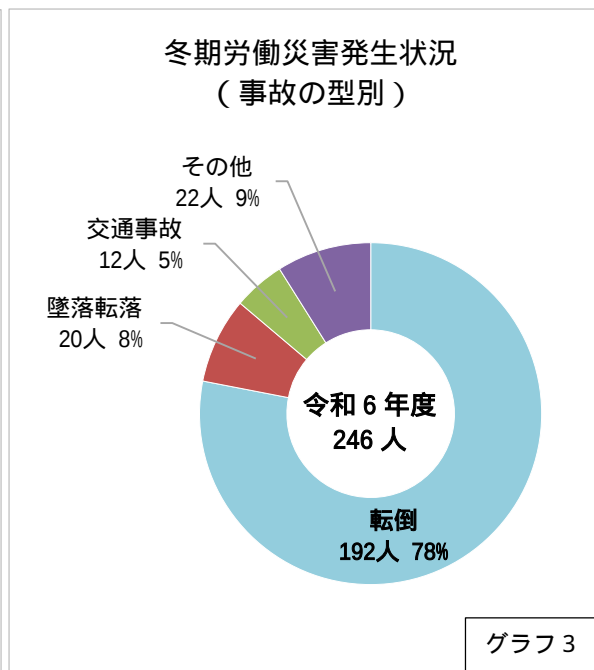
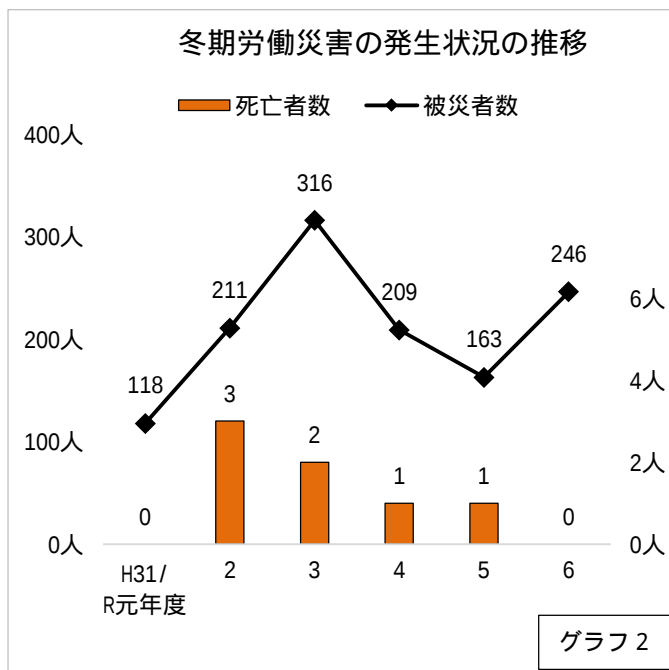
冬期間（11月～3月）には、積雪・凍結・寒冷を原因とする労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発し、他の期間と比較して労働災害が増加する傾向があるため、冬期間のうち特に冬期労働災害が多発する12月1日から翌年2月28日までの3か月間（以下「本期間」という。）について、冬期労働災害防止運動を展開します。

また、令和7年11月1日から11月30日までの1か月間を冬期労働災害防止対策の実施のための準備期間と位置づけ、本期間における冬期労働災害防止対策の取組の着実な実行の準備を図ることとしています。



2 令和6年度冬期労働災害の発生状況について

- (1) 死亡災害は発生していないものの、前年比 1.5 倍の 246 人となっており、業種別では、保健衛生業が 54 人 (21.9%) と最も多く、次いで商業が 50 人 (20.3%)、建設業が 34 人 (13.8%)、運輸交通業が 33 人 (13.4%)、製造業が 21 人 (8.5%) の順で発生しています。
- (2) 冬期間は、降雪、寒冷等の影響により、冬期労働災害が多発しており、その中で転倒災害が約 78% を占めています。特に 1 月は、冬期特有の転倒災害だけで 70 人が被災しており、これは、冬期以外の月の転倒災害と比較すると 2 倍以上多くなっています。



3 令和7年度冬期労働災害防止運動の取組について

- (1) 重点事項
冬期労働災害の内、転倒災害、墜落転落災害及び交通労働災害の防止を重点として取り組みます。
- (2) 冬期労働災害防止に関する資料の作成・配布など
安全衛生教育等に活用できるよう次の資料等を作成・配布するとともに、事業場における冬期労働災害防止対策の周知徹底を図ります。
また、当該資料を当局のホームページ「冬期特有の労働災害を防止しましょう！～令和7年度冬期労働災害防止運動～」に掲載し、広く青森県民に周知します。
○リーフレット「冬期特有の労働災害を防止しましょう！」(別添)
- (3) 関係行政機関等への要請
関係行政機関(国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所、青森県、各市町村など)、労働災害防止団体(建設業労働災害防止協会青森県支部など)及び事業者団体等(一般社団法人青森県労働基準協会など)に対し、冬期労働災害防止運動の周知・広報及び冬期労働災害防止対策に関する指導援助について要請を行いました。
- (4) 事業場に対する指導の実施
事業場に対し、自主的な安全衛生管理活動と冬期労働災害防止対策の実施について啓発・指導を行います。

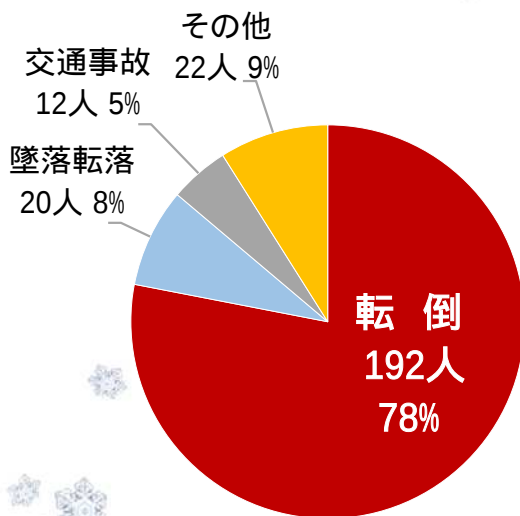
冬期特有の労働災害を 防止しましょう！

(別添)

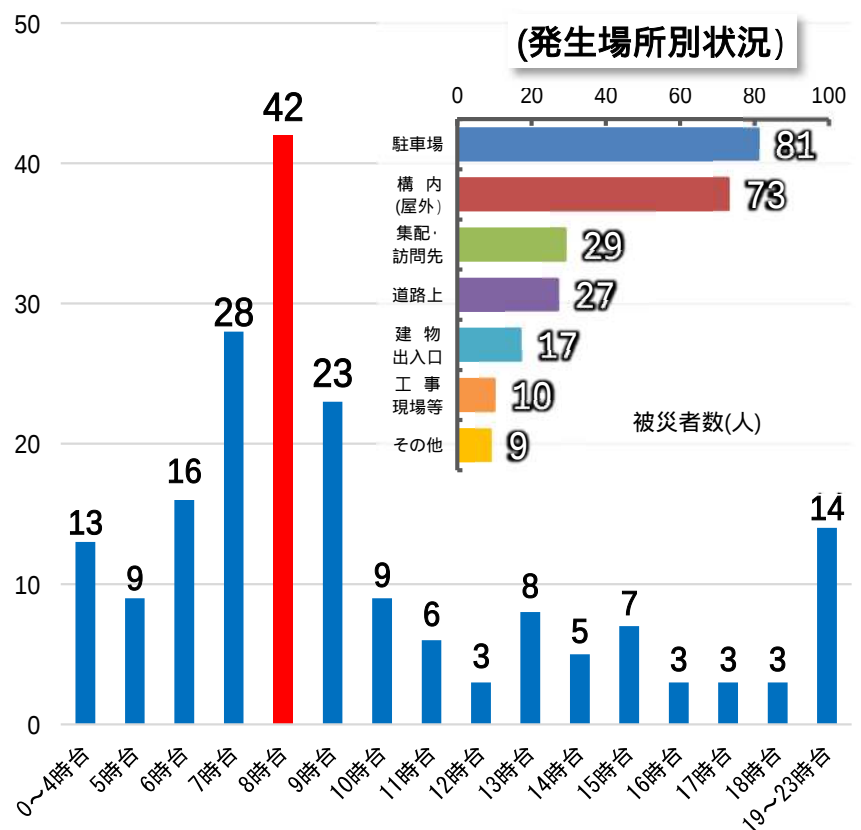
冬期間において、降雪、低温及び強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響により、積雪・凍結・寒冷による転倒災害、作業床の着氷による墜落転落災害、スリップによる交通労働災害などが多く発生しています。

特に、冬期特有の労働災害（冬期労働災害）のうち「**転倒**」は**全体の78.0%（令和6年度）**を占め、けがの多くは骨折など重傷となっています。

令和6年度
冬期労働災害発生状況
事故の型別



転倒災害の発生時間別状況



令和7年度

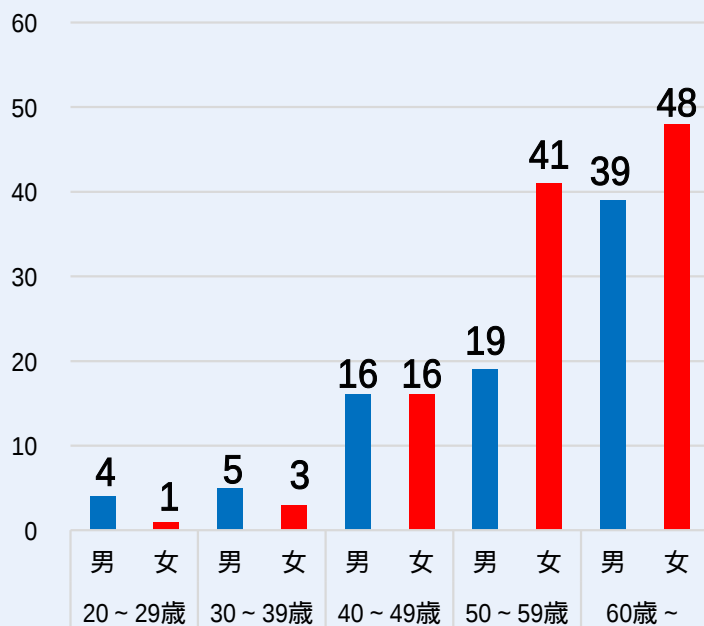
『冬期労働災害防止運動』展開中

運動期間：令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

(準備期間：令和7年11月1日から11月30日まで)

重点目標：転倒災害、墜落転落災害及び交通労働災害の防止

令和6年度 冬期労働災害による 男女別・年齢別転倒災害発生状況



資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上）

**事業場構内（屋外）や駐車場での
転倒災害が多発しています！**

墜落転落災害の防止対策

- 滑りにくい靴、ヘルメットなどを着用しましょう。
- 屋根などの高所で作業する場合は、事前に作業場所を確認し、墜落制止用器具の使用など墜落防止対策を講じましょう。
- 軒先からせり出している雪や氷柱の除去は、できるだけ高所での作業を避け、雪などが落下するおそれがない安全な地上で行いましょう。

転倒災害の防止対策

- 教育** 冬期における転倒災害の防止対策、転倒しやすい場所等を労働者に教育、周知しましょう。
- 除雪** 使用する機械、用具を考慮した作業計画を立てるとともに、準備運動を実施し無理のない姿勢で行いましょう。
- 服装** 防寒対策と合わせて冬道に適応した靴底の靴を着用しましょう。
- 歩行** 積雪・凍結路面は、小さな歩幅で足の裏全体から着地するように歩きましょう。



交通労働災害の防止対策

- 時間に十分な余裕を持った運行計画を立てましょう。
- 控えめな速度、十分な車間距離の確保など、路面状況に合わせた安全運転を心掛けましょう。
- 急ハンドル、急ブレーキは避けましょう。
- 上記の内容について事前に労働者に教育を行いましょう。

このリーフレットのほか、冬期労働災害防止に係る
青森労働局の特設ページはこちらからどうぞ

